

H F A 「サッカー活動中の荒天（落雷、豪雨、暴風等）時事故防止対策」

2009. 7. 13

1. 基本的指針

全てのサッカー関係者は、屋外でのサッカー活動中（試合だけでなくトレーニングも含む）に落雷の予兆があった場合は、速やかに活動を中止し、危険性がなくなると判断されるまで安全な場所に避難するなど、選手の安全確保を最優先事項として常に留意する。特にユース年代～キッズ年代の活動に際しては、自らの判断により活動を中止することが難しい年代であることを配慮しなければならない。

2. 試合開始前

①活動の中断・再開・中止等の決定権限を持つ者の特定

決定責任者—主審、マッチコミッショナー、大会・試合責任者（主管地区サッカー協会理事長、各種サッカー連盟、競技委員長等） 決定の際の連絡フローの決定

②避難場所の確認

・活動場所・試合会場の避難可能な場所を決定。テントは避難場所にはならない。

・試合会場からの距離、広さ、屋内、屋外等、施設が無ければ保護者等の車。

③天気予報の把握

・試合当日及び大会期間中の天気予報を調べ活動開始前に全てのサッカー関係者に周知する。（特に大雨や雷雲などについて）

・雷についての基本知識周知DVD等、中断や避難の危険性知識基準の徹底。ラジオ（中波・短波のAM放送を受信できるもの。）

④携帯型雷警報機等の機材の確保

⑤関係機関の連絡先

・救急病院および消防署等の連絡先を調べておく。（被害者の搬送等）

⑥傷害保険への加入の習慣化を促す。（開催要項に記載する）

3. 試合開始後

① 危険と判断した場合は躊躇することなく中断、中止する。

② 「試合の中止は審判員の判断によること」となっているが、審判員が雷鳴に気づかない、審判員と他関係者との関係で必ずしも中止権限を審判員が持てないケース（例えばユース審判員；これに限らない）もあり、このような場合は中止を決定する/または審判員に中止勧告を行う人間をあらかじめ明らかにしておくこと。中断・再開・中止決定者が近くにいない状況で現象が発生した時は、その場にいる関係者が速やかに決定できる体制を作っておくこと。

③ 情報をもとに危険性がないと判断されたあとには速やかに試合を再開する。

4. 事後対応

① 試合成立

・ 中止され、再開が不可能とされる場合は原則再試合を行うこととする。

・ 施設面、安全管理面、日程面で再試合が不可能の場合、関係者の了解を前提に試合を成立させること、または勝者を決定することができる。

② 再試合・残り時間の消化

・ 再試合が可能の場合は可及的速やかに、然るべき決定機関にて決定する。 同一、他会場にとらわれず実施することができる。

・ 状況によっては別途日程にて残り時間の消化により試合を成立させることができる。

※ 本指針は、全てのサッカー関係者の安全確保が優先されることを確認しておくこと。